

今後の振興開発の方向性

現行の特別措置法

(目的)

帰島促進、自立的発展、生活の安定及び福祉の向上、定住の促進

(基本理念)

小笠原諸島の重要な役割に鑑み、特性を生かして、その魅力の増進に資する

(計画)

国が示す基本方針に基づき、東京都が振興開発計画を策定（令和5年度までの5年間）

(支援メニュー)

産業基盤整備、生活基盤整備、ソフト事業（診療所運営、病害虫防除等）、帰島促進税制など

55年の取組と成果

▼不利性を克服するため特別措置法による様々な支援措置を実施

⇒生活基盤、産業基盤等の社会資本の着実な整備

残された課題

(復帰に伴う根幹課題)

硫黄島旧島民の帰島、農地法、特別賃借権についての取扱い

(自立的発展に向けた主な課題)

▼本土との交通アクセスの制約
▼保健・福祉・医療の充実
▼公共施設等島内インフラの老朽化
▼津波被害等の防災対策
▼自然環境との共存
▼住環境の整備
など

小笠原諸島を取り巻く社会環境の変化

(全般)

▼ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた対応
▼世界的な物価高・価格高騰
▼DX（デジタルトランスフォーメーション）対応

(生活等)

▼特別支援を要する児童等の対応
▼都営小笠原住宅の建替に伴う新たな住宅運営の構築

(環境等)

▼カーボンニュートラルに向けた積極的取組
▼新たな侵略的外来種の侵入と分布拡大

(産業等)

▼明確なビジョンのもとによる観光振興
▼地域ブランドの確立による農業・水産業振興

(国境離島)

▼西之島の噴火（平成25年11月～継続）
▼有人国境離島法
・父島、母島、硫黄島、南鳥島が有人国境離島地域を構成する離島に該当
▼低潮線保全法
・沖ノ鳥島、南鳥島が特定離島に該当

⇒小笠原村の行政区域がもたらす国家的役割の浸透

今後の施策の展開

【主な施策・方向性】

(老朽化対策)

▼復興計画時に整備した施設の計画的更新
・保育施設（父島・母島）
・小中学校（父島）
・し尿処理場（父島・母島）など

(定住促進)

▼土地利用計画の見直し
▼地域住宅政策の推進

(交通)

▼航空路案の確定

(産業等)

▼交流人口の維持増加による産業全体の活性化

(生活等)

▼医療・福祉サービスの質の向上と提供体制の安定化
▼子育て支援体制の強化

(環境等)

▼再エネ導入やリサイクル推進、ごみ減量化による脱炭素社会の実現
▼侵略的外来種の侵入・拡散防止対策の強化

(防災)

▼津波災害等への地域防災力の向上と対応力の強化
・津波災害軽減のためのハード、ソフトの強化
・土砂災害警戒区域への対応

(国境離島)

▼有人国境離島の役割の視点からの住民生活の安定

第4次小笠原村総合計画の将来像である

「心豊かに暮らし続けられる島」の実現